2019 年度第 2 回大学部会

時: 2020年2月17日(月)17時30分~19時30分

場: 跡見学園女子大学生協

席:埼玉大学生協河本専務、大東文化学園生協山田専務、

跡見学園女子大学生協石橋専務、十文字学園生協川田専務、

吉川、大久保、加藤(埼玉県生協連)

■議 題

1. 2019 年度事業活動報告と 2020 年度事業活動計画(2 月活動委員会版) P 1-11

2. 各大学生協の 2020 年事業計画と 2020 年度活動計画について

3. 第49回通常総会関連

P12-15

- 4. 会員生協間の連携活動について
 - (1) 若年層を対象とする取り組みについて
 - ① 若年層を対象とする消費者被害防止の取り組み

P16-29

②プラスチック問題を中心とする環境の取り組み

口頭

- (2) 平和の取り組みについて
 - ①第35回埼玉県原爆死没者慰霊式 2020年7月25日(土)10時~(予定)→被爆から75年の節目になること P30 から午後は記念行事を実施予定。
 - ② ピースフォーラム(NPT 再検討会議報告会、被爆体験の継承) →学生委員会のぴーすなうなどの取り組みも報告できないか。
- 5. 埼玉県生協連からのご案内
 - (1) 広報関連

① 埼玉新聞「生協特集」(2020年3月出稿)企画について

P31

- ② 写真ニュース 2020 年春号への執筆および写真提供の依頼
- ③ 埼玉県生協連メールマガジン「Information」(仮称)について

P32 P33-34

- ④ 埼玉県生協連ホームページ改修と会員専用ページの運用について
- P35-36

(2) 各生協の総代会日程の確認

跡見

埼玉

淑徳

十文字

大東文化

5. 2020 年度大学生協部会日程等について

2020 年第1回大学生協部会 2020 年 5月28日(仮置き)

※ご検討をお願いいたします。

第1号議案

2019 年度事業活動報告、決算報告および剰余金処分案承認の件

I. 2019年度事業活動報告

- 1. 2019 年度をふりかえって
 - (1) 消費税増税や台風被害の中、県内生協では組合員の二一ズに応え、事業と活動を進めました
 - ① 10 月からの消費増税など厳しい環境の中で、会員生協組合員は●○○万人(前年○○)となり、事業高は1,○○●億円と前年並みを確保しました。
 - ② 台風 19 号による被害対応では、坂戸市の避難所への物資支援(コープみらい)、東 松山市社協の要請に応え職員がボランティア支援(パルシステム埼玉)、事業所と 支部組合員による避難所での炊き出し(医療生協埼玉)、全国から職員が集まり被 害調査や被災者対応(埼玉労済生協)などを行いました。 また、全国の生協・組合員から寄せられた募金から、1,118 万 8,046 円を埼玉県に 寄付しました。
 - (2) SDGs の目標達成に向けて、3 つのテーマを重点に年間を通して取り組みました
 - ① 核兵器廃絶など平和に関しては、昨年から引き続いてヒバクシャ国際署名に取り組み、〇万筆を上乗せすることができました。消費者大会プレ学習会で憲法について 学習しました。
 - ② 子どもの貧困や生活困窮者支援では、各生協でのフードドライブの取り組みや子ども食堂など地域連携がさらに進みました。生協での助け合い活動は、2019年度2万 ●千時間となり、昨年より○○となりました。地域での健康づくりでは、生協どうしが協力することで、取り組みが広がりました。
 - また、自治体との地域見守り協定は、<u>パルシステム埼玉○自治体、医療生協さいた</u>ま●自治体となりました。※コープみらいは全市町村と締結済みです
 - ③ 地域での消費者被害防止の取り組みでは、各生協の協力の中で、消費者被害防止サポーターの養成を進めました。
 - (3) 会員生協との共通認識づくりを大切にし、学習と交流、社会への発信、諸団体との連携を進めました
 - ① 地域の見守り活動をテーマに交流に時間を取って開催した第1回組合員学習会、組合員リーダー層を対象に会議や組織運営のノウハウを体験した組合員活動交流会、関心の高いプラスチック問題の特徴を学んだ第2回組合員学習会、広がりを見せている助け合い活動の交流会、CSFをテーマとした埼玉県食品安全局との懇談会(埼玉消団連)、ゲノム編集食品をテーマとした関東農政局との意見交換会(埼玉消団連)など、組合員・消費者の関心やニーズをふまえた学習と交流を行いました。

点線の下線は○ページから説明を記載してあります

② 活動委員会や災害対策委員会での話し合いを通して、九都県市合同防災訓練や彩の国ドリームフェスタでは、参加生協が連携・協力してブース出展を行いました。

2. 各分野の活動

- (1) 食の安全の取り組み(埼玉消団連としての活動も含めて)
 - ①2018 年度に埼玉消団連が提出した埼玉県・政令市・中核市(川越・越谷・川口) の食品衛生監視指導計画について、消費者大会実行委員会として、とくに中核市 の監視指導について体制を確保して進めるよう要請し、懇談しました。また、 2020 年度の計画について、埼玉消団連として意見を提出しました。
 - ②埼玉県食品安全局との懇談会を埼玉消団連として実施しました。CSF、食品衛生 監視指導計画や HACCP (ハサップ)の取り組みなど埼玉県の施策をテーマに懇談 しました。
 - ③関東農政局との意見交換会を埼玉消団連として実施しました。ゲノム編集食品 をテーマに、グループ討議と質疑応答を行いました。
 - ④埼玉県食の安全県民会議に代わる「埼玉県食の安全推進委員会」に消費者代表委員2人を推薦しました。

(2) 福祉の取り組み

- ① 第 1 回組合員学習会では子どもの貧困や生活困窮者への支援など、地域の見守り活動をテーマに開催しました。各生協の多様な取り組みを共有し、つながりを広げることができました。
- ② 助け合い活動交流会は、各生協の福祉助け合い活動について、活動のしくみと活動事例について報告し合い、互いの活動を交流しました。
- ③ フードライブの取り組みは、●生協で、●箇所(常時)、●回(随時)と広がっています。寄せられた物資は県内生協全体で●キログラムとなりました。埼玉県生協連は、フードバンク埼玉の一員としてイベント出展時や大学生の研修受け入れの際の講師派遣などに協力しました。
- ④ 3都県連主催(東京・千葉・埼玉)としては初めてとなる公開学習会を、福祉事業をテーマに開催しました。また、埼玉県委託事業・役職員研修会ではとして、福祉事業の今後を考える学習会を開催しました。
- ⑤ 埼玉県が呼びかける「<u>こども応援ネットワーク埼玉</u>」に県生協連として登録し、 取り組みへの参加や告知などに協力しました。
- ⑥ ユニセフ活動では、ハンド・イン・ハンドに参加しました。

(3) 環境・エネルギーの取り組み

- ① 組合員・消費者の関心の高いプラスチック問題について、学習と交流を行いました。
 - 第2回組合員学習会では、国立環境研究所の田崎智宏さんを講師に「SDGs の 国内展開とプラスチック問題」と題して講演いただき、〇〇でした。
 - 消費者大会の環境分科会では「No!マイクロプラスチック〜埼玉県民が海を 救う〜 」と題して、(一社) JEAN の小島あずささんを助言者に迎え、プラス チックごみの現状や埼玉県の取り組みなどを学びました。

- 県内消費者団体地区別研修会(4会場)では「プラスチック問題の現状を学ぶ」 と題して、身近にできることを考えあうワークショップを行いました。
- ② 埼玉県が新たに立ち上げた「埼玉県食品ロス削減ネットワーク会議」、「埼玉県プラスチック問題対策協議会」に消費者代表委員各1人を推薦しました。埼玉県の次期地球温暖化対策実行計画大綱の策定に向けて、審議会・委員会で生協の取り組みなどを発信しました。
- ③ 9回目となるさよなら原発埼玉県民集会の実行委員会<u>に参加し、開催に協力</u>しました。また、再生可能エネルギー事業や脱原発、福島避難者との交流などに取り組んでいる団体との 2 回目の交流会を行い、地域での電力供給の取り組みなど交流しました。
- ④ 埼玉エコ・リサイクル連絡協議会主催の交流集会に参加しました。
- (4) 消費者被害防止などのための消費者行政充実の取り組み
 - ① 消費者被害をなくす会とともに、消費者被害防止に取り組みました。
 - ・ 消費者被害防止サポーターの確保と養成に向けて、講座や研修を継続して行い、サポーターは 2019 年度末で○○人の登録となっています。
 - サポーターが啓発活動など地域で行動するために、市町村職員へのサポーター活動への理解促進や、啓発活動への協力の働きかけを目的に市町村訪問活動を行い、サポーターと市町村との連携を広げました。
 - 消費者安全確保地域協議会の設置に向けて市町村への働きかけを進めました。
 - ② 消費者大会実行委員会として、今年 21 回目となる県内市町村消費生活関連事業調査に取り組みました。全市町村から回答をいただき、内容を冊子にまとめ、関係団体に配布しました。
 - ③ 消費者契約法の改正に向けた意見募集(パブコメ)に対して、意見を提出しました。

(5) 平和の取り組み

- ① 2018 年度から継続してきたヒバクシャ国際署名は〇〇となりました。<u>久方ぶりに組合員署名に取り組んだ生協、職員の学習会を継続して行った生協など、各生協が工夫して取り組みました。日本生協連ピースアクションへの参加生協も広がり、NPT 再検討会議には県内3つの生協から代表が参加します。</u>
- ② 7 月 27~29 日「2019 平和のための埼玉の戦争展」が浦和コルソホールで行われました。開催にあたっては各生協からの分担金協力のほか、会場設営・受付スタッフとして運営を支えました。
- ③ 7月28日、「第34回埼玉県原爆死没者慰霊式」を開催しました。埼玉県内原爆死没者名簿には今年度あらたに88人が記載され、1,617人の名簿が奉納されました。
- ④ 2019 ピースアクション in ヒロシマ・ナガサキへ埼玉県生協連職員を派遣しました。 現地で開催された虹のひろばに参加し、全国の取り組みを学びました。
- ⑤ <u>日本生協連が呼びかけた NPT 再検討会議への被爆者の参加支援を目的とした募金に、</u> 県生協連として 5 万円を寄付しました。
- ⑥ <u>平和・市民 5 団体懇談会</u>を●回開催し、県内での平和活動の取り組みについて意見 交換を行いました。
- (6) 協同組合間提携の取り組み

- ① 協同組合間提携推進協議会として次のことに取り組みました。
 - i)「体験稲刈り&田んぼの生きもの調査」に取り組み、生協組合員 16 家族 56 人が参加しました。
 - ii) JA 組合員の担い手を育成することを目的とした TAC(タック)の審査会に審査委員として協力しました。
 - iii)彩の国ドリームフェスタに県生協連と会員生協がブース出展し、SDGs をテーマに スタンプラリーで連携し、多くの参加者が立ち寄りました。
 - iv) <u>協同組合間交流を目的に、</u>JA女性組織協議会と会員生協組合員リーダー層<u>を対象に</u>「早春交流会」を開催しました。女性の視点での防災をテーマに<u>学習とグループワークでの意見交換などで、交流を深めました。</u>
 - v) 代表者会議では、各組織の取り組みを共有し、今後につながる協議となりました。
- ② 今年で9回目となる「2019 <u>コョット in 埼玉</u>」を9月14・15日の2日間で開催し、13組30人が参加しました。ムーミンバレーパークや鉄道博物館の見学、埼玉県ユニセフ協会による「貿易ゲーム」、ボーイスカウト埼玉県連盟によるバス内での「ゲーム・クイズ」など、参加者からも好評でした。なお、この取り組みは今年度で終了となります。
- ③ <u>埼玉労福協</u>が実施している埼玉県知事要請に、生協としての要望を盛り込み、県との懇談会に参加しました。
- ④ 地域での健康づくりとして、医療生協さいたまと県生協連との共催で「2019 年ヘルスチャレンジ」に取り組みました。会員生協に呼びかけて、○○。<u>また、会員同士</u>の学びあいが広がりました。

(7) 防災・減災の取り組み

- ① 災害対策委員会を●回開催しました。<u>台風被害の経験から、災害時の情報の受発信の流れや進行型災害への対応も視野に入れ、発災初期の行動を重視した内容に見直</u>すことが課題です。
- ② 九都県市合同防災訓練は8月31日和光市で開催され、防災フェアに7生協が出展参加しました。参加内容は、①防災クイズ、②応急生活物資配布訓練(飲料・お菓子・ウエットティッシュ)、③握力チェックで、多くの参加者に喜ばれました。また、九都県市図上訓練に参加しました。
- ③ 日本生協連が呼びかけた台風 19 号被害緊急支援募金に、県生協連として 20 万円を 寄付しました。
- ④ <u>災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」</u>に参加し、情報共有を行いました。

3. 生協の認知度を高めるための取り組み

(1) 広報活動

- ① 「県連情報」は記事掲載期間を毎月1日~月末に変更し、翌月5日頃発行としました。また、2020年度からのPDF配信(紙による配布の終了)に向けた準備を進めました。
- ② 「写真ニュース」および広報紙「さいたまの生協」を発行し、渉外活動等にも活用

しました。

- ③ ホームページは、開催案内・開催報告・お知らせがわかりやすく伝わることや、一般非公開で会議資料・報告文書・各種フォーマットなどを掲載できる会員生協専用ページの新設、スマートフォン対応の新設などの改修を行いました。
- ④ マスコミリリースでは生協の取り組みと SDGs の関連をテーマに埼玉新聞に広告を掲載しました。埼玉消団連・消費者被害をなくす会含め、報道は〇件でした。
- ⑤ 予定していたマスコミ支局長との懇談会は開催できませんでした。

(2) 涉外活動

- ① 埼玉県と埼玉県生協連定期協議を2回行いました。第1回では「2020 年度埼玉県予算編成ならびに行政執行に関する要望」を提出したほか、埼玉県からは今年度の生協検査などに関する発言がありました。第2回では〇〇。また、埼玉県の生協検査に対応しました。
- ② 県議会の3つの会派による「2020 年度埼玉県予算編成ならびに行政執行に関する要望のヒヤリング」に参加しました。また、会派懇談会を実施し、生協への理解促進と意見交換を行いました。
- ③ 新春賀詞交換会を開催し、会員生協と行政、議会、マスコミ、県内諸団体との関係 づくりにつなげました。

4. 埼玉県消費者団体連絡会と埼玉消費者被害をなくす会の事務局機能の取り組み

- (1) 消費者力を高めるための県内の消費者団体との連携強化
 - ① 55 回目となる埼玉県消費者大会には 500 人が参加しました。実行委員会団体の参加 感を大切に、内容と運営について話し合いを積み上げ、地域団体からの副実行委員 長も加えて開催することができました。また、大会で確認した埼玉県への要請書に 基づいて、埼玉県との懇談会を実施しました。
 - ② 埼玉消団連は、埼玉県委託事業の県内消費者団体全体研修会を8月に開催しました。 一般参加も募集し、「コミュニケーションスキルアップ」講座として一般参加16人、 計82人の参加でグループワークしました。
- (2) 埼玉消費者被害をなくす会の活動を支え発展させる事務局機能
 - ① 事務局団体として、会の活動と運営をサポートしました。
 - ② 会計管理の精度向上のために NPO 法人会計を学習し、事業費と運営費の区分等を見直しました。
 - ③ 会の財政基盤となる団体会員・個人会員を拡大する取り組みは着手できませんでしたが、会員数はほぼ前年並みを維持しました。

第2号議案

2020 年度事業活動計画および予算決定の件

I. 2020年度事業活動計画

1. 情勢の特徴

(1) 世界の動き

- ① 世界全体が向き合うべき課題として、SDGs が共通認識となってきました。SDGs は、経済成長 (GDP 伸長) <u>だけに</u>価値をおくのではなく、17 の多様な目標のいずれにも価値を認める社会こそ、持続可能な社会であることを示しています。
- ② 気候変動による自然災害が脅威を増しています。CO2 を「今世紀後半に実質ゼロ」に すると合意したパリ協定や、日本生協連が 2030 年に目標とする 2013 年度比 30%削 減に向けて、取り組みはまったなしの状況です。
- ③ 平和をめぐっては、地域紛争、核兵器廃絶に背を向ける核保有国の動き、AIの兵器利用が進む中、世界終末時計は「残り100秒」とさらに短くなりました。一方で、核兵器禁止条約は、発効の条件である50カ国の批准に向けて35カ国となりました。NPT 再検討会議の成功に向けて取り組んできたヒバクシャ国際署名は、県内生協で約14万筆、埼玉県内で約32万筆となりました。

(2) くらしと地域社会の状況

- ① 人口減少と少子高齢化がさらに進んでいきます。2020年には、高齢者人口197万人、 そのうち後期高齢者率は98万人に達すると予測されています。埼玉県の特徴は、単身・2人世帯の急速な増加、都市部や農村部など地域ごとの違いが大きいことです。
- ② 人口減少と少子高齢化により、県内生協の主な事業である医療・介護・保育・小売り・運輸部門での人手不足、生活インフラの整備への影響をはじめ、地域社会の活力の低下が心配されています。また、2025年に向けた地域医療構想や地域包括ケアシステムの進捗遅れや、医療・介護における負担増が懸念されます。
- ③ 一方で、厚生労働省が提唱する「地域共生社会」や環境省が提唱する「地域循環型 共生圏」など、地域における協同の社会システムを志向する動きも出てきています。 県内では、所沢市に続いて秩父市でも、市が出資する新電力株式会社が設立されま した。
- ④ 消費税増税と社会保障費等の負担増で、くらしの厳しさと将来不安がさらに増していきます。組合員の節約志向が強まり、生協事業への影響が懸念されます。また、税金を財源としたキャッシュレス決済ポイント還元策に続いて、マイナンバーを活用した新たな制度が検討されており、公平な制度となるよう注視が必要です。
- ⑤ 食をめぐっては、一元化された食品表示がスタートします。一方で、ゲノム編集食品については表示義務がなく、消費者の選択する権利に関わる問題となっています。 大消費地を持つ埼玉県にあっても耕作放棄地は1万3000ha(旧浦和・与野の広さに該当)におよんでおり、世界的な人口急増の中で日本の食料自給率は37%と、危機的な状況と言われています。

- ⑥ この間、県内の消費者被害は高齢者の被害増加が顕著でしたが、民法改正で成年年齢が18歳に下がることから、若年層への消費者教育・対策強化に早めに取り組むことが課題となっています。
- ⑦ 災害の少ない埼玉県でしたが、昨年の台風災害を機に、今後は起きることを想定し、 物資等の備蓄・運搬、事業継続のための電源や生活を支える電力の確保、発災時の 情報の受発信と共有、ボランティアの受援対応など、現実感を持った対策が必要と なっています。

2. 大切にすること

(1) SDGs を基調にして

SDGs への組合員・消費者の期待と関心が高まり、学びと実践がはじまっています。 生協は相互扶助・助け合いの精神から生まれた組織です。「誰ひとり取り残さない」 持続可能な社会の実現に向けて、地域での課題解決と地域社会づくりに参加します。

(2) 県連の役割に基づいて

2001年に策定した「21世紀初頭 埼玉県生協連のあり方」に基づき、機関会議(理事会、小委員会)での共通認識づくりを大切にした組織運営を進めます。役職員研修、組合員学習会など学びと交流を通じて、会員参加の共同活動を広げます。会員県内生協の多様性を活かし、総合力を発揮し、地域に役に立つ取り組みを進めます。また、埼玉県生協連創立50周年記念事業(創立日1972年6月27日)の実施に向け、基本方針策定と検討組織をつくります。

(3) 生協連帯と協同組合連携を軸に

2020 年代がスタートする今年は「日本生協連の 2030 ビジョン」が策定されます。「つながる力で未来をつくる」(2030 ビジョンフレーズ案)にあるように、生協どうしの連帯や協同組合間の連携を大切にし、協同の社会システムへの信頼を醸成していきます。

3. 重点とする課題

(1) 地域の多様な見守り活動を重点とします

安心してくらせる地域社会をめざし、とくに、地域の特徴に応じた多様な見守り活動を広げることを重点とします。また、組合員の高齢化も進んでいる中、昨年から会員共同活動として始めた地域での健康づくりの取り組みをさらに広げます。

- (2) NPT 再検討会議が開かれる今年、平和の取り組みを推進します 組合員のくらしも生協事業も、平和であってこそ、です。NPT 再検討会議での実効性 ある成果をめざし、県内の被爆者団体(しらさぎ会)や会員生協から代表が参加し、 現地で活動します。平和への思いや願いを込め、次世代に継承する視点を大切にし
 - て、NPT再検討会議が開かれる年にふさわしい取り組みを進めます。
- (3) 地域社会づくりを進めるために、幅広い県内ネットワークづくりを推進します 地域社会づくりは生協だけでできるものではありません。自治体との一地域見守り 協定」や埼玉県・自治体との「包括連携協定」など、行政をはじめ県内の諸団体と 連携・協力し、それぞれの良さを活かしながら、生協の役割を発揮していきます。

4. 各分野の取り組みを通じて、地域社会づくりを推進します

(1) 食に関する取り組み

- ① 食中毒防止に向けて、2021年の食品衛生監視指導計画への意見を提出します。
- ② 組合員・消費者の関心に基づいた学びの場を設定します。
- ③ 埼玉消団連が取り組む埼玉県食品安全局との懇談、関東農政局との意見交換会への 会員生協の参加を呼びかけ、役割を担います。
- ④ 会員生協の食育の取り組みを交流し、社会に発信します。

(2) 地域の見守りに関する取り組み

- ① 貧困・格差問題では、この間取り組んできた「子ども未来アクション」を通じた学びや、フードドライブなど会員生協の取り組みを交流します。また、県内に広がっているフードパントリーの取り組みを共有し、できることを検討します。
- ② 地域包括ケアシステムの構築に向けて、会員生協の助け合い活動や多様な地域の居場所づくりを共有し、社会に発信します。
- ③ 地域の見守り活動のひとつとして、消費者被害防止サポーターの取り組みや、サポーターと市町村行政の連携事例を生協内で共有し、活動を支援します。<u>また、行政や諸団体、大学生協などと協力して、</u>若年層の消費者被害防止に向けた学習会を検討します。
- ④ 地域での健康づくりは、「埼玉まるごとヘルスチャレンジ」とし、会員生協の取り 組みを支援します。県民参加の広がりをイメージし、関係諸団体の参加・連携・協力を呼びかけます。また、フレイル予防や減塩など学びの場を広げます。地域生協 ごとのサポーター養成を呼びかけます。
- ⑤ 県内市町村との「地域見守り協定」 締結を後押しします。
- ⑥ <u>会員生協と共催による</u>県生協連会議室(1 階<u>コミュニティルーム</u>)を活用した居場 所づくりを検討します。

(3) 環境やエネルギーに関する取り組み

- ① CO2 削減、食品ロス削減、プラスチック問題、エシカル消費などの学びを基礎に、家庭でのくらしの見直しを支援します。そのひとつとして、埼玉県が進める「<u>エコ</u>ライフDAY埼玉」への組合員・消費者の参加を広く呼びかけます。
- ② 会員生協のエネルギー供給事業の交流を検討します。また、地域電力事業や原発に 頼らない社会づくりに取り組む県内団体との交流会や県民集会の開催に向けた実 行委員会に参加し、協力します。を開催します。

(4) 平和や国際活動に関する取り組み

- ① NPT 再検討会議に参加する被爆者団体と生協代表による報告会を兼ねた「ピースフォーラム 2020」を開催し、会議の成果と今後の課題を共有します。
- ② 被爆体験の聞き書きの取り組みを継続するとともに、次世代への継承の視点で、「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の取り組みについて学習する機会をつくります。また、生協や諸団体による「ヒバクシャと出会えるカフェ」の場づくりを支援します。
- ③ しらさぎ会が主催する埼玉県原爆死没者慰霊式の実行委員会への参加について、平

和・市民5団体の一員として呼びかけ、式典を支援します。<u>また、慰霊式当日に開</u>催される実行委員会主催の「被爆75周年記念企画」に協力します。

- ④ 「平和のための埼玉の戦争展」の常任委員会団体として開催を支え、組合員の参加 を呼びかけます。
- ⑤ ユニセフの取り組みをはじめ、各生協の国際貢献・国際交流の活動を共有します。
- ⑥ 憲法については改定論議の状況に応じて、組合員が主体的に考え判断できる学習の 場を設定します。

(5) 消費者課題に関する取り組み

- ① 埼玉消団連幹事団体・県域団体・地域団体・生協で<u>つくる</u>実行委員会<u>主催</u>方式で、 第 56 回埼玉県消費者大会を開催します。
- ② 消費者大会実行委員会が行う「県内市町村消費生活関連事業調査」を受けて、組合 員理事を中心にいくつかの市町村を訪問し、消費者行政をテーマに懇談します。
- ③ 消費者被害をなくす会の活動や、埼玉県から受託する事業を支援し協力します。
- ④ 全国共通の重要課題について情報共有し、必要に応じて学びの場を設定します。

(6) 防災・減災や復興支援に関する取り組み

- ① 中央地連や全国・県段階のボランティア団体との活動交流、災害対策委員会での取り組みの共有から、災害時の県生協連の役割と行動を明確にしていきます。
- ② 九都県市合同防災訓練(川口市予定)に会員生協とともに参加します。
- ③ 埼玉労福協が取り組む、福島からの埼玉県内避難者への支援に協力します。

(7) 生協への認知と理解、共感を広げる取り組み

- ① 「さいたまの生協 2020」を県生協連総会時に発行します。「写真ニュース」は年 4 回発行します。
- ② 県連情報は、埼玉県生協連メルマガ「information」(仮称)と改名し、紙媒体から 月1回のメール送信に変え、タイムリーな情報提供をめざします。
- ③ ホームページは、昨年の改修に続き、組合員や消費者・県民が Web 参加できる仕組 みやスマートホン対応できるよう準備を進めます。
- ④ 埼玉県議会の各会派と、2021年度埼玉県予算要望に関するヒヤリング(夏頃)および会派懇談(12月頃)を実施します。県内生協の事業や活動への理解を促進し、生協の要望を伝えます。
- ⑤ 県内マスコミ支局長の懇談会を開催し、機会を捉えて施設見学等につなげていきます。

(8) 理事会小委員会の運営

- ① 活動委員会は、参加生協の学びあい、交流、連携を目的に、会場を順番・持ち回りとし、聞きたい・話し合いたい内容を大切にして開催します。<u>また、必要に応じて、</u>活動委員会主催によるテーマ学習会を検討します。
- ② 大学生協部会は、年2回開催します。また、学生組合員と地域・医療生協組合員が 交流できる場など、県生協連との共催企画を検討します。
- ③ 災害対策委員会は、災害対策の交流、災害時の県生協連の役割協議、県の施策の把握と意見交換、九都県市防災訓練対応などをテーマに年3回の開催を予定します。

5. 幅広い県内ネットワークづくりを推進します

(1) 行政との連携

- ① 埼玉県行政との定期協議を年 2 回開催します。2021 年度埼玉県予算と執行について、県生協連としての要望を提出します。
- ② 埼玉消団連と協力し、各種審議会・委員会に参加し、生協や消費者としての意見・ 提案に取り組みます。

(2) 協同組合どうしの連携

- ① 埼玉県協同組合間提携推進協議会では、農業体験企画、女性組織協議会と共催による学びと交流、代表者会議、TACの取り組みへの協力などを通して相互理解を促進します。
- ② 埼玉労福協の一員として、会議や学習会、県への要請行動などに参加します。
- ③ 日本協同組合連携機構(JCA)の活動に学び、埼玉協同・連帯ネットワークに協力します。協同組合どうしの相互理解と共通課題の共有を目的にとして、JA、ワーカーズ、労福協、生協などが連携し、埼玉県内協同組合研修会(仮称)を開催します。

(3) 消費者団体との連携

- ① 埼玉消団連の事務局を担い、幹事会を毎月開催し、審議会や委員会の内容や全国的な課題について共有します。また、地域の消費者団体がいっしょに学び、日頃の活動交流を深め、共通課題の共有と活動に活かすことを目的に、県内消費者団体研修会と地区別研修会を開催します。
- ② 消費者被害をなくす会の運営と実務を主な役割として、事務局を担います。また、 会員拡大のための取り組みを計画します。

(4) 協同組織や諸団体との連携・

- ① フードバンク埼玉とともにキャンペーンに取り組み、団体と活動の認知度を高め、 ネットワークを広げます参加する団体・個人を広げます。
- ② 災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」に参加します。
- ③ 埼玉平和・市民5団体懇談会に参加し、埼玉県原爆死没者慰霊式の事務局を担います。
- ④ 埼玉県ユニセフ協会に理事・評議員として参加します。

6. 県生協連の業務の充実に向けて

- (1) 生協内外の学習など職員の研修を積極的に進め、専門力量の向上と業務の充実をはかります。
- (2) デジタル化が加速する中、働き方や作業省力化の視点で業務の改善に取り組みます。

埼玉県生協連 2020 年度基本日程ダイジェスト版 2020 年2月14日活動委員会確認版

(4)	24 日(金) 10時30分 16 日(木) 13時30分 13時30分 4/25~5/10 書面開催 数連関係の取 数 2/26(金) 予	21 日(木) 15 時 14.日(木) 15 時 12 日(火) 10 時 30 分 10 時 30 分 10 時 30 分 10 時 30 分	6月 18日(木) 15時 18日(木) 13時30分 4日(木) 13時30分 13時30分	16 日(未) 15 事 15 事 15 事 15 事 16 (未)	27日(木) 13時30分 26日(水)	9月17日(大) 15時	<u>r</u>	()	42	(+) = 1707	54	18日(末)	5-	20日(米)	24 日(木) 15 時 24 日(木)
(株)	24 日(金) 10 時 30 分 16 日(木) 13 時 30 分 13 時 30 分 4/25~5/10 書面關催 数違関係の取 数 2/26(金) 5 5 5 5 5 6 1	21日(木) 15時 14日(木) 15時 12日(火) 10時30分 10時30分 10時30分 10時30分 10時30分 10時30分 10時30分	18日(木) 15時 18日(木) 13時30分 18日(木) 8会終了後 4日(木) 13時30分					19 田(木)	A () () () ()	(+) 0 (+)		18日(大)		(米) 田 02	24 日(不) 15 時 24 日(木)
理事会 語	24 日(金) 10 時 30 分 16 日(木) 13 時 30 分 13 時 30 分 4/25~5/10 書面開催 数違関係の取 次 2/26(金) 5 12:第 56 [21日(木) 15時 14日(木) 15時 12日(火) 10時30分 10時30分 10時30分 10時30分 10時30分 10時30分	18 日(木) 13 時 30 分 18 日(木) 総会総7後 4 日(木) 13 時 30 分					19 日(米)		(+) O r;		18 日(天)		20 日(米)	24日(木)
理事会 計り 登員 会 (公書対策委 (公書対策委 (公書対策委 (公書対策委 (公書対策委 (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公書対策を (公司対策を	24 日(金) 10時30分 16 日(木) 13 時30分 4/25~5/10 書面開催 数違関係の取 数 2/26(金) 5 5 差:第56 [15 時 15 時 15 時 10 時 30 分 10 計 28 日 (木)	13 時 30 分 13 時 30 分 13 時 30 分 13 時 30 分					\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		\		- : : : :			
語事会 記事会 次書対策費 次書対策費 次書対策委 大学生協部会 役員推薦委 役員推薦券 以の協工県生 はの取り組みが 総会 総会 がの協工県生 がの協工県生 がの協工県生 がの協工場と を 総会 がの。第35 回埼 総会	24 日(金) 10時30分 16日(木) 13時30分 13時30分 4/25~5/10 書面開催 4/25~5/10 数 2/26(金) 5 は 光・第 56 [など : 第 56 [14.日(木) 15 時 12 日(火) 10 時 30 分 10 時 30 分 端間組合道法 調整中	18 日(木) 総会終了後 4 日(木) 13 時 30 分					13		15 時 30 分		15 時	-		13 時 30 分
語事会 正勤委員会 大学生協部会 役害対策委 大学生協部会 役員推薦委 領討交換会 以の埼玉県生 (2)、第 35 回埼 総会 総会 総合 (2)、第 35 回埼 総会 (4)、第 35 回埼	24 日(金) 10 時 30 分 16 日(木) 15 日(木) 13 時 30 分 13 時 30 分 4/25~5/10 書面開催 4/25~5/10 2/26(金) 5 公 2/26(金) 5 公 2/26(金) 5 5 6 1	15 時 12 日(火) 10 時 30 分 位同程合連携 調整中 調整中	18 日(木) 総会総7後 4 日(木) 13 時 30 分	盘	27 日(木) 13 時 30 分 26 日(水)	3日(木)		12 日(木)	24 日(木)			11 日(木)		13 田(子)	
語事会	24 日(金) 10 時 30 分 16 日 (木) 15 日 (木) 13 時 30 分 13 時 30 分 4/25~5/10 書面開催 4/25~5/10 3 達 1 第 56 [会) 5 56 [会) 5 56 [12 日(火) 10 時 30 分 28 日(木) 協同組合選携 調整中	18 日(木) 総会終了後 4 日(木) 13 時 30 分	(€)	27 日(木) 13 時 30 分 26 日(水)	15 琫		15 珠	15 時			生 2		些 52	
正勤委員会 に動發員会 大学生協部会 役員推薦委 役員推薦委 役員推薦委 2000年 2000年 200	10時30分 16日(木) 13時30分 4/25~5/10 書面開催 数連関係の取 数 2/26(金) う	10 時 30 分 28 日 (木) 協同組合連携 調整中 10組み:助	総会終7後 4 日(木) 13 再 30 分	€	27 日(木) 13 時 30 分 26 日(水)	:									
活動委員会 大学生協部会 役職員研修 組合員学習 資調交換会 以外の埼玉県生 (税)、第 35 回埼 総会	16 日(木) 13 時 30 分 4/25~5/10 書面開催 数違関係の取 数 2/26(金) う	28日(木) 協商組合連携 調整中 調整中 (り組み:助)	4 日(木) 13	₩ ₩	27 日(木) 13 時 30 分 26 日(水)					***************************************	1				1
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	13 時 30 分 4/25~5/10 書面開催 為違関係の取 改 2/26(金) 5 に 第 56 [28日(木) 協同組合連携 調整中 調整中 (リ組み:助)	13 時 30 分	₩	13 時 30 分26 日 (水)		(K) 田 51		16 El (XK)		(K) <u>H</u> %		14 H (NK)		(¥) # □ # □ #
次害対策委 大学生協部会 役職員研修 組合員学習 資調交換会 資調交換会 以外の埼玉県生 は外の埼玉県生 はか、第 35 回埼 総会	4/25~5/10 書面開催 為連関係の取 改 2/26(金) 7	28日(木) 協同組合選携 調整中 調整中		(K)	26 El (7K)		13 時 30 分		13 路 30 分		13 第 30 分		13 第 30 次		13 26 次
大学生協部会 組合員学習 報合員学習 受員推薦委 受員推薦委 以外の埼玉県生り は 会 の 取り組み 7 未 と の 取り組み 7 (祝)、第 35 回埼 総会	4/25~5/10 中面開催 協連関係の取 数 2/26(金) う	28 日(木) 協同組合連携 調整中 調整中		(米) 田 6				25 日(水)			10日(米)				
役職員研修 組合員学習 役員推薦委 費詞交換会 以外の埼玉県生り 以外の埼玉県生り はの取り組みが (祝)、第 35 回埼 総会	4/25~5/10 #面開催 幼連関係の取 数 2/26(金) 7	調整中調整中間の関係を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を		9日(大)			29日(木)			. [19日(金)			27 日(木)	
役職員研修 組合員学習 投員推薦委 選詢交換会 以外の埼玉県生出 はたの取り組みが 未との取り組みが (祝)、第 35 回埼 総会	4/25~5/10 #面開催 為連関係の取 数 2/26(金) 7 など:第 56 [調整中間を開発しています。		6 (米) 田				19 日(木)							
組合員学習 役員推薦委 資詞交換会 3かの埼玉県生1 100年の取り組みが 400年の報告 200年の 200年の	4/25~5/10 書面開催 急連関係の取 数 2/26(金) う	り組み:助し		6 氏 (米) 田			•	10 時~12 時					-		
相台眞字音 役員推薦委 質詞交換会 以外の埼玉県生り 1分の埼玉県生り 東食品安全局懇談 本との取り組みが (祝)、第35回埼 総会	4/25~5/10 #面開催 幼蓮関係の取 数 2/26(金) 7 など:第56[り組み:助		2					交流金(仮称)			4 ⊞ (K)			,
役員推薦委 質詞交換会 以外の埼玉県生り は 会品安全局 想 本との取り組み 7 ・ (祝)、第35回埼 総会 地連運営	4/25~5/10 書面開催 為連関係の取 数 2/26(金) 寸 など:第 56 [(り組み:助)				-			2日(水)						
質詞交換会 以外の埼玉県生場 保食品安全局懇別 本との取り組みな (祝)、第 35 回埼 総会 地連運営	高連関係の取 数 2/26(金) 予 など:第56[10組み:助								-			30 日(段)	-	
ストランスの は、	高連関係の取 数 2/26(金) 子 など:第 56 [い組み・助い			-					14日(大)			- Constitution of the Cons		
本との取り組みた 祝)、第 35 回埼 総会 地連運営	195 策: デカ	5定仮置き、	け合い活動女 関東農政局と	5流会 9/18 (á 5の意見交換	b)、組合員記会 2021年4/	B型效消像(5) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	反称) 12/2(7 5置き、消費	と、アース・油カン・油カン・ブラン・ブラン・ブラン・ブラン・ブラン・ブラン・ブラン・ブラン・ブラン・ブラ	フォーラム() 沖留会 8/29	VPT 再検討会 (土)12/3(木 ボヨヘュ	N職報告合む :)2/26 (金) ⅓	ピースフォーラム(Nb1 再検討会議報告合む)候補日 7/16(木)、9/2(水)、 1アップ学習会 8/29(土)12/3(木)2/26(金) 予定仮置き - ハーエーかっコージ・ギエクライババンを通り上が合き、サイギエの部条 国コルのイン・20/ナゼン	(未)、9/2(水)	〈六 (4) (5) (4)	(54年)60、
総会地連運営	玉県原爆死	回埼玉県消費 ga者慰寵式 7.	(電大会 10/1/26(日) 埼玉	6(金)埼玉会会会	館大ホール船 2→午後に記;	5、第一回7级行事予照、	_	第1回ブレ宇習袋 5/25(月)予定 行事予定、さよなら原発埼玉県民	100	ノ子首宏 // l ヒ) さいたま	14(父) 才足、 市文化センジ	/宇習会 5/25(月) 7 元 禹 2 回ノレ宇皆云 1/14(火) 7 圧、平和の15の3の3さよなら原発埼玉県民集会 8/29(土) さいたま市文化センター大ホール他	石道は2歳中	(水) 77 / 1 (水)	(147/5) 62
地連運営		,	12日(金)	-											18日(始)
				21日(火)		23 日(水)		24 目(火)		26 日(火)		25日(木)			
県連推進			-	15 日(水)		23 El (7K)		24 日(火)		26 日(火)		-			والمستستعيرون
組合員活動	(米)田6			米施		未祝			米阳			米厄			
行政会議							米定								2411001100
全国方針検討			,							12~13日		•			
賀詞交歓会					-			-		12日(火)				***************************************	3
議案検討会												25日(木)	-		
**			23 目(火)												22·23 仮
田南令		26 日(火)		17・22 仮	· ·	29日(水)		20日(金)		22 日(金)		23 - 29 仮		25 日(火)	
お回答は発	24日(金)	26日(火)	26 日(金)	17・22 仮	21日(金)		22 日(木)	20日(金)	18日(金)	22 日(金)	22·25 仮	23・29 仮	20日(火)	25 日(火)	28 日(月)
には、大いに大いに、大声・大声・大声・大声・大声・大声・大声・大声・大声・大声・大声・大声・大声・大	8 日(大) 日(大)	11 田(用)	5日(金)	8日(大)		10日(大)	(K) □ 8	9 E (E)	11日(争)	13 日 (水)	12日(金)	9日(火)	6日(火)	13 Ⅲ (入)	4日(争)
たがくたけ	(K)	18日(月)	8日(日)	10日(金)	1		22 日(木)	17日(火)	17 日(大)	15日(金)	16日(火)	16日(火)	8日(木)	14日(金)	11日(制)
# 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	23日(末)	25 日(月)	25 日(木)	14日(火)		+	16 日大会	26 日予定				26日(金)	22 日(木)	21日(金)	17日(大)
全体研修					28日(金)										
地区別研修			.*							21日(米) 25日(用)	8日(天)日(天)日(天)日(天)日(天)日(天)日(天)日(天)日(天)日(天)				

2019 年度第 3 回常務理事会→2019 年度第 4 回理事会

【1月16日 2019年度第4回理事会 第1号議案】

埼玉県生協連第49回通常総会の開催日時、会場および付議事項の件

2019年12月19日 埼玉県生協連

1. 提案の趣旨

(1) 埼玉県生活協同組合連合会定款第49条にもとづき、第49回通常総会の日程・会場 を次のとおり提案します。

日時 2020年6月18日(木) 15時~17時(終了予定)

会場 埼玉会館 2階 ラウンジ

(2) 第49回通常総会に付議する議案は次の通りです。

第1号議案 2019年度事業報告、決算報告、剰余金処分案決定の件

第2号議案 2020年度事業計画・予算決定の件

第3号議案 代議員規約および役員選任規約の一部変更の件

第4号議案 監事監査規則の一部変更の件

第5号議案 役員補充選任の件

第6号議案 2020年度役員報酬額決定の件

2. 提案の補足

- (1) 総会公告については、4月1日にホームページ、埼玉県生協連インフォメーション で公告を行うとともに、事務所入口への掲示を行います。
- (2) 会員生協・都道府県生協連などへの総会案内については、4月末日に送付します。
- (3) 代議員への招集に関する事項および議案書の議決は、第6回理事会(5月21日)で 行います。
- (4) 通常総会までの議案討議日程、代議員選出などのスケジュールについては、別途報告を行います。

(参考) 埼玉県生活協同組合連合会定款第49条

(総会の招集手続)

- 第49条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。
 - 2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
 - 3 前条第2項の規定により監事が総会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、 監事の全員の合議により決定しなければならない。
 - 4 総会を招集するには、総会の収集者は、その総会の会日の10日前までに、代議 員に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
 - 5 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、代議員に対し、 理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しな ければならない。

2019年度第3回常務理事会→2019年度第4回理事会

【1月16日 2019年度第4回理事会 報告事項】

第49回通常総会に向けたスケジュールについて

2019年12月26日 埼玉県生協連

1. 報告の趣旨

埼玉県生協連第 49 回通常総会に向けた議案討議の進め方、次年度の会費金額計算や代議員定 数設定のために必要な集約の進め方などを報告します。

2. 報告の補足

- (1) 第49回総会に向けた進め方は、次の通りです。
 - ① 第3回常務理事会(12月26日)、第4回理事会(1月16日)2019年度まとめと2020年度活動方針第一次討議
 - ② 第4回常務理事会(2月27日)、第5回理事会(3月12日) 代議員数の議決、役員補充選任に関する議決、2019年度まとめと2020年度活動 方針第二次討議、決算・予算、改定する規約に関する討議など
 - ③ 第49回通常総会公告(4月1日)
 - ④ 第5回常務理事会(5月14日)、第6回理事会(5月21日)議案書の議決→議案書の確定
- (2) 総会に向けて必要な集約などの進め方は、次の通りです。
 - ① 代議員数を確定するための組合員数集約(集約期間1月21日~2月20日) 埼玉県生協連は、12月末日現在の組合員人数により、各生協の代議員数を決めていま す。そのため、上記期間で各生協より報告をお願いします。
 - ② 第一次単協報告集約(集約期間2月21日~3月9日) 総会に向けて、次年度会費の検討などを行うため、上記期間に2月度までの経営状況、 取り組みの概要について集約を行います。また、いただいた報告を第5回理事会での 事業状況の交流に活用します。
 - ③ 第二次単協報告集約(集約期間3月30日~4月20日) 会費算出、議案書に掲載する各会員生協の取り組み内容を確認するための集約を行い ます。2019年度の決算状況、各生協の活動に関する定性情報、定量情報についてご報 告をお願いします。
 - ④ 代議員の選出(集約期間3月30日~4月24日) 第5回理事会で議決された各生協の代議員数にもとづき、代議員の選出をお願いしま す。上記期間で選出いただき、ご報告をお願いします。

3. その他

- (1) 役員補充選任に関する進め方は、別途報告します。
- (2) 代議員の招集は、6月1日(月)~6月4日(木)の予定で進めます。

埼玉県生協連第49回通常総会の代議員選出のための2019年12月末組合員数調査依頼

2020年1月23日 埼玉県生協連

6月18日(木)に開催されます埼玉県生協連第49回通常総会の代議員選出のために、2019年12月末の貴生協の組合員数を下記にご記入ください。

なお、提出につきましては 2 月 20 日 (木) までに、メールまたは FAX にてご連絡くださいますようお願いいたします。

※参考:代議員規約

補足:「代議員規約第2条、第3条、第4条、第5条」

第2条 各会員は、組合員数により、次表による代議員を選出する。ただし、組合員数はこの会の総会 前の12月度末の会員の組合員数とする。

1万人未满1名、3万人未满2名、6万人未满3名、10万人未满4名、

15万人未满5名、21万人未满6名、28万人未满7名、36万人未满8名、

45万人未满9名、45万人以上10名

第3条 前項にかかわらず、共済生協と事業連合会の代議員は1名とする。

第4条 都県を超えて設立されている会員の代議員の選出基準となる組合員数は、埼玉県内の事業所の 組合員数とする。

第5条 この規約の変更は、総会の議決を必要とする。

生 協 名	2019年12月末組合員数

記入者			-	
電話番号				

●お問合せ等は事務局の加藤までお願いします。

TEL 048 (844) 8971 FAX 048 (844) 8973

Eメールアト レス: k. katou@saitama-k. com

2019年度第3回常務理事会→2019年度第4回理事会

【1月16日 2019年度第4回理事会 報告事項】

第49回通常総会における役員補充選任の進め方について

2019年12月26日 埼玉県生協連

1. 報告の趣旨

- (1) 埼玉県生協連では現在、理事が1人欠員となっていることから、埼玉県生協連第49回通常総会で役員補充選任を行います。
- (2) あらたに第5回理事会までに、役員の退任、退任申し出があった場合は、あわせて役員補充選任を行います。

2. 報告の補足

- (1) 第49回通常総会での役員補充選任に向けた進め方は、次の通りです。
 - ① 第4回常務理事会(2月27日)、第5回理事会(3月12日)役員補充選任に関する議決
 - ② 役員補充選任公告(4月1日~4月24日) 会員生協からの推薦作業、関係書類の作成・提出
 - ③ 役員推薦委員会を書面において開催(4月25日~5月10日)
 - ④ 第5回常務理事会(5月14日)、第6回理事会(5月21日)役員補充選任議案を議決

以上。

令和元年度上半期の消費生活相談の概況

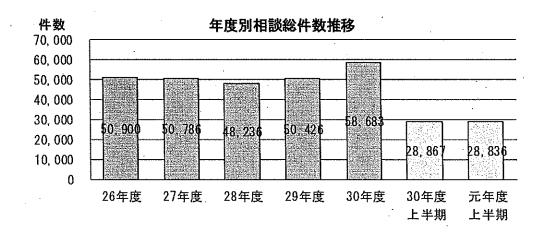
1 概要

(1) 相談総件数 (苦情·問合せ等)

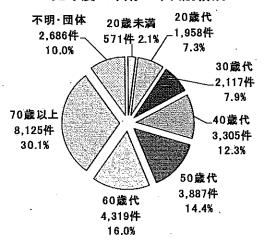
- ・ 埼玉県及び県内市町村の消費生活相談窓口で令和元年度上半期(4月~9月)に受け付けた相談の総件数(苦情・問合せ等)は28,836件でした。
- ・ 平成30年度同期28,867件に比べ31件の減少(0.1%減)となりました。

(2) 苦情相談の概要

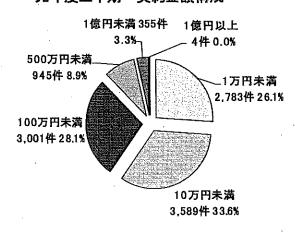
- ・ 上半期に受けた相談総件数のうち、苦情相談は 26,968 件でした。
- 年代別では、70歳以上からの苦情が8,125件で一番多く、次いで60歳代、 50歳代の順で、この順番は平成30年度と同様となっています。
- 65歳以上の高齢者からの苦情相談は10,488件で、38.9%を占めました。
- ・ 契約金額が判明している相談は 10,677 件で、平均契約金額は約 104 万円で した。



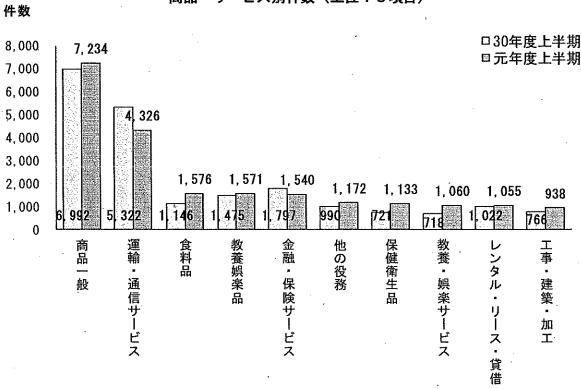
元年度上半期 年代別構成



元年度上半期 契約金額構成



- ・ 商品・サービス別件数で見て、30年度同期比の増加率が高いものでは「食料品」が37.5%、「保健衛生品」が57.1%増加しました。これは通信販売での定期購入に関する相談が増えたことなどによるものです。
- ・ 「教養・娯楽サービス」は、30 年度同期の 718 件から 1,060 件になり、342 件増加 (47.6%増) しました。これは、主にインターネットにおけるスポーツ観戦などのチケット転売に関する相談が増えたことによるものです。



商品・サービス別件数(上位10項目)

【用語の説明】

- ・商品一般:商品等を特定できないもの、特定する必要のないものなど
- ・運輸・通信サービス:旅客サービス、インターネット接続、移動通信サービスなど
- ・食料品:食料品や菓子などの他、健康食品やサプリメントなどを含む
- ・教養娯楽品:文具、パソコン、書籍、音響・映像機器、楽器、スポーツ用品など
- ・金融・保険サービス:生命保険、損害保険、ファンド型投資、金融派生商品など
- ・他の役務:外食サービス、冠婚葬祭などの他、結婚相談所、興信所などを含む
- 保健衛生品:医薬品、医療用具、化粧品など
- ・教養・娯楽サービス:スポーツ観戦や観劇、旅行や宿泊施設、講座・教室など
- ・レンタル・リース・貸借:商品を賃貸借する場合、土地は使用貸借を含む
- ・工事・建築・加工:工事・建築やリフォームサービスなど

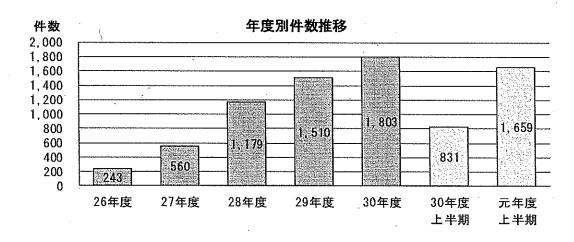
2 特徴的な相談

(1) 通信販売での定期購入に関する相談の増加

- ・ サプリメントなどの健康食品や化粧品、除毛剤などの、通信販売での定期購入 に関する相談が急増しました。
- ・ 元年度上半期の相談件数は 1,659 件で、30 年度同期の 831 件に比べ 99.6%増加しました。
- ・ 商品を1回限りのお試し価格で購入したはずが、お試し価格での購入は定期購入の申込みが条件だった、解約したいが事業者に電話が繋がらないといった相談が多く寄せられています。

《事例》ダイエットサプリメントが0円でお試しできるというネット広告を見て、スマートフォンから申込みを行った。翌月以降、定期的にサプリメントが届くようになり、定期購入の申込みだったことがわかった。解約しようと業者に何度も電話をしているが繋がらない。(30歳代女性)

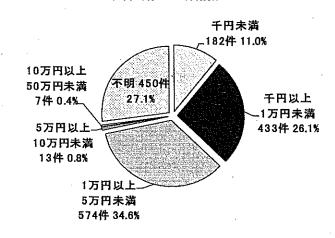
- * インターネット通販を始めとした通信販売では、クーリング・オフ制度がありません。事業者の申込み規約に従うのが原則となります。
- * インターネットの申込みの最終確認画面で、定期購入の申込みが条件となっていないか、条件となっている場合は購入期間や支払総額、解約・返品の可否やその条件などをしっかりと確認しましょう。



契約当事者 年代別構成

不明 69件 20歳未満 70歳代以上 4.2% 198件 11.9% 179件 10.8% 20歳代 140件 8.4% 60歳代 223件 30歳代 154件 13.4% 9.3% 50歳代 355件 40歳代341件 21.4% 20.6%

契約購入金額構成

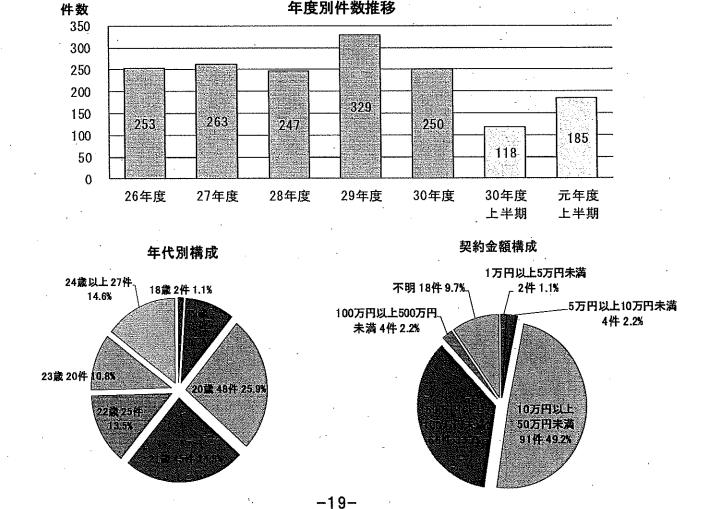


(2) マルチ・マルチまがいに関する若年者の相談の増加

- ・ 29 歳以下の若年者が契約当事者のマルチ・マルチまがいに関する相談件数は 依然として多く、元年度上半期は185件の相談が寄せられました(30年度同期 比56.8%増)。
- ・ 契約当事者は20歳以上の割合が高くなっています。
- ・ 契約金額は10万円以上50万円未満が49.2%で一番多く、平均契約金額は約42万円でした。

《事例》大学の友人に誘われ、投資などで儲ける方法を教える組織の幹部から話を聞いた。会費が高くて払えないと答えると、会員の紹介ノルマを達成すれば元が取れると言われた。その後、学生ローン会社の近くまで同行され、借金するよう促されたため、お金を借りて会費を払ったが、解約したい。(10 歳代男性)

- * たとえ友人や先輩からの勧誘であっても、簡単に大金を得られるなどという儲け話に安易に飛びつかないようにしましょう。
- * お金がないことを理由に断った場合、「後で元が取れるから」とクレジット や借金を勧められるケースがありますので、断るときは「契約しない」とは っきり伝えましょう。

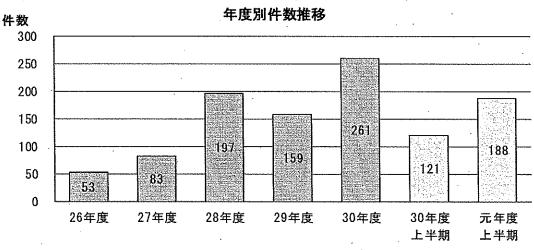


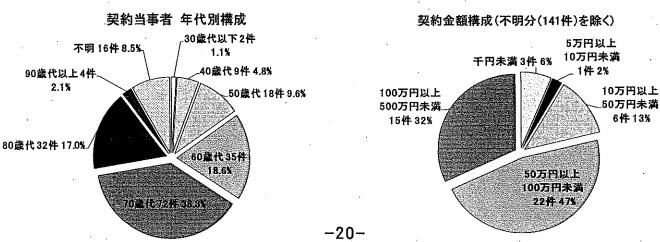
(3)「損害保険が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談の増加

- ・ 自宅を訪問され、屋根や雨どいを「損害保険を使って修理しませんか」など と勧誘されたという相談が188件寄せられ、30年度同期比で55.4%増加しまし た。
- ・ 火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができると言われたが不審だ、保 険申請のサポートをすると言われ、解約を申し出ると違約金を請求されたなど の相談が寄せられています。
- ・ 契約当事者は60歳代以上が大きな割合を占めています。

《事例》突然自宅を訪問され、損害保険を使って自己負担なく雨どいの修理ができる、損害保険の申請のサポートも行うと説明をされたので、保険申請及び工事請負契約書に署名捺印をした。後日、保険会社の担当者が来訪し、今回の修理は保険の対象とならないと言われた。(80 歳代男性)

- * 修理が損害保険の対象かどうか、修理費用が保険金の範囲でおさまるかどうかは、保険会社の査定が行われるまで分かりません。
- * 勧誘を受けても、その場で契約せず、契約内容を十分確認する、複数の業 者から見積もりを取るなどして慎重に対応し、不要であればきっぱりと断り ましょう。
- * 保険契約の内容や必要書類は自身で確認し、保険会社や代理店に相談しま しょう。



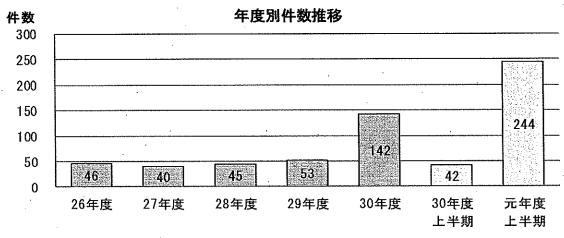


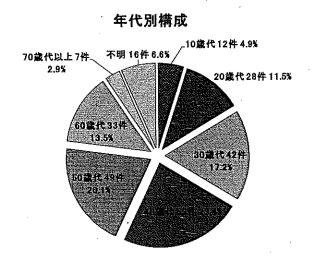
(4) インターネットでのチケット転売に関する相談の増加

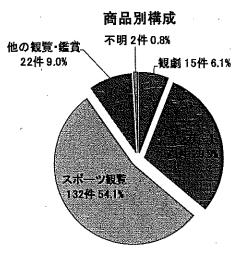
- ・ インターネットでのチケット転売に関する相談は 244 件で、30 年度同期比で 約6 倍となり、30 年度1年間の相談件数を上回っています。
- ラグビーワールドカップ 2019 日本大会などの開催に伴い、相談が急増しました。
- ・ 公式サイトだと思って購入したところ転売サイトだった、フリマアプリなど で転売チケットを購入したが届かないなどの相談が寄せられています。

《事例》インターネットでラグビーワールドカップのチケットを検索した。最上位に表示されたサイトを公式サイトだと思い、購入手続きをしたが、後でそのサイトは海外の転売サイトだと知った。非公式サイトで購入したチケットでは入場できないため解約したい。(20 歳代女性)

- * インターネットでチケットを購入する際は、公式サイトかどうか、しっかりと確認しましょう。
- * 転売チケットを購入する際は、チケット発売元の規約で転売が禁止されていないか、よく確認しましょう。
- * 「チケット不正転売禁止法」が令和元年6月14日から施行されました。 急きょ会場に行けなくなった場合は、公式リセールサイトの利用を検討しま しょう。









報道発表資料

令和元年7月25日 独立行政法人国民生活センター

友だちから誘われても断れますか?若者に広がる「モノなしマルチ商法」に注意!

全国の消費生活センター等に寄せられるマルチ商法¹の相談では、健康食品や化粧品などの「商品」に関する相談が多くみられますが、近年、ファンド型投資商品や副業などの「役務」に関する相談が増加しており、2017年度・2018年度は「商品」より「役務」の相談が多くなっています(図1、表1)。こうした「役務」のマルチ商法(以下、「モノなしマルチ商法」)の相談は特に20歳代・20歳未満の若者で増加しており、友人やSNSで知り合った人などから、暗号資産(仮想通貨)や海外事業等への投資やアフィリエイトなどの儲け話を「人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘され契約したものの、事業者の実態や儲け話の仕組みがよく分からないうえ、事業者に解約や返金を求めても交渉が難しいというケースが多くみられます。

そこで、「モノなしマルチ商法」のトラブルに遭わないよう、若者に注意を呼び掛けます。

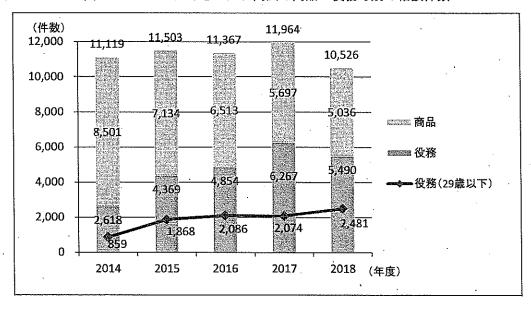


図1 PIO-NET²にみるマルチ商法の商品・役務等別の相談件数

^{1 「}マルチ商法」は、商品・サービスを契約して、次は自分がその組織の勧誘者となって紹介料報酬等を得る商法。人を紹介することで組織が拡大していくのが特徴である。なお、「マルチ商法」は、特定商取引法の「連鎖販売取引」とは必ずしも一致しない。

² PIO-NET (パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。相談件数は 2019 年 6 月 30 日までの登録分。

1. 相談事例(() 内は受付年月、契約当事者の属性)

【事例1】マッチングアプリで知り合った男性に勧誘され、株の勉強会に入ったが、儲からないマッチングアプリで知り合った20代男性に、100億円の資産家で、芸能界にいたというリーダーを紹介された。リーダーは有名人にメンタル強化を教えていたと言い、「皆で金持ちになれる」とプライベートコミュニティーへ誘われた。メンバーは120人くらいで、毎月レストランで勉強会と称する集まりがある。リーダーは20代半ばで、魅力的で話を聞けば聞くほど洗脳状態になってしまった。「入会金は80万円だが、人を紹介すると30万円がもらえる。2人紹介して60万円を手にした人もいる。ビジネスをやるべきだ」と言われ、ATMで80万円を下ろし、50万円はリーダーに手渡し、30万円も紹介者に渡したが、契約書や領収書はもらっていない。

しかし、株のデータが無秩序に入ったアプリケーションを自分で読み込めと言われただけで、 勉強会も初回以外は皆でだらだら話している。儲からないので返金してほしい。

(2019年1月受付 20歳代 女性)

【事例2】カフェで知り合った人に仮想通貨のウォレットのアフィリエイトを勧誘された

友人たちと行ったカフェで勧誘者らに声をかけられ、仮想通貨の会社の話を持ちかけられた。ネット上の財布(ウォレット)を扱っている外国の会社で、円でもドルでも仮想通貨でも入出金ができ、仮想通貨の購入もできるのだが、それを広めるアフィリエイトだと説明があった。「その財布にお金を入れると1カ月は出せないが、その後は配当がつく。配当はアフィリエイターのコースによって異なり、7万円コースは儲けの40%、21万円コースは80%だ。アフィリエイターを紹介すると、紹介した人が支払ったコース費用の10%が自分の収入になる」と説明され、登録料を含めた約22万円を指定口座に振り込んだ。一緒に話を聞いた友人はお金がないので消費者金融から借りて登録すると言う。そこまでするのはよくないと思い、調べるうちに話がおかしいと思うようになった。勧誘者らとはSNSでやり取りしており、返金してほしいとメッセージを送ったら、「自分は社員ではないのでできない」と返信があった。(2018年7月受付 10歳代 男性)

【事例3】配当や紹介料が入ると勧誘され出資したが、仕組みが分からず不審だ

中学時代の友人からいい話があるから会わないかという電話があり、複数の友人と共にレストランで会った。別の勧誘者も同席し、「海外の不動産に投資をすれば仮想通貨で配当がある。お金がないなら消費者金融で借金をしても配当金で埋め合わせができる。投資者を紹介すれば紹介料として投資額の10パーセントを受け取ることができるので、借金の返済は簡単だ」と説明を受けた。学生だと借金できないので結婚式の費用として借りるように言われたので、指示に従い消費者金融4社から総額約130万円を借金して、代金を友人に手渡した。

しかし、契約書面や領収書は受け取っておらず、セミナーにも参加したが、内容は勧誘の仕方 や人としての在り方など、まるで洗脳するようなことばかりであり、投資の仕組みの説明は全く なかった。不審に思い、友人に解約の連絡をしたところ、半額しか返金できないと言われた。

(2019年3月受付 20歳代 男性)

2. 相談事例からみる特徴と問題点

(1) 契約のきっかけは友人・知人からの誘い

契約のきっかけをみると、学校や職場の同級生・同僚や先輩、SNS やマッチングアプリなどで知り合った人等の友人・知人から、飲食に誘われたり、「会わせたい人がいる」「ビジネスを教えてあげる」「セミナーに行こう」と誘い出され、レストランや喫茶店、マンションの一室やセミナーの会場等で会うと、「投資」や「ビジネス」などの儲け話を持ちかけられるケースが多くみられます。

このとき、友人・知人のほかに別の勧誘者が同席することもあり、投資家や経営者としてのサクセスストーリーや、投資やビジネスで得た報酬や経験で人生が豊かになったといった話をし、「将来に不安はないのか」「一緒に投資やビジネスをすることで生活を変えられる」「今やらないと駄目だ」等と興味を持たせようとします。

(2) 人を紹介すれば報酬を得られることばかり強調されるが、儲け話の実態はよく分からない「モノなしマルチ商法」では具体的な商品が無く、仮想通貨や海外の事業・不動産等への投資、アフィリエイトなどで儲かると勧誘されますが、「提供されたアプリケーションには、株のデータが無秩序に入っていた」、「セミナーに参加したが投資の仕組みの説明は全くない」など、儲かる仕組みがよく分からないという特徴がみられます。

相談事例をみると、勧誘時に「人を紹介すれば報酬を得られる」「月〇〇万円稼いでいる人もいる」等と儲かることばかり強調される一方で、契約内容に関する具体的な説明や書面等の提供がされないケースがみられ、消費者が契約内容を十分に理解できないまま契約させられているケースも多くあります。

なお、儲け話の実態が、後順位の加入者が支出した金銭等を先順位の加入者が受け取るという金銭配当組織である場合は、法律で禁止されているネズミ講(無限連鎖講)³の可能性もあります。

(3) 友人・知人から勧誘されると断りにくい。借金をしてまで契約するケースも

友人・知人から勧誘されると、「今後も仲良くしたい」「断ることで関係を悪くしたくない」 といった心情から契約を断りにくい状況に陥ったり、複数の人に囲まれたり長時間勧誘されて 契約しなければならない雰囲気にのまれ、契約してしまうケースが多くみられます。

金額が高額なため(図2)、「お金が無い」と断ろうとしても、「すぐに元が取れる」などとクレジットカードで決済をさせるケースや、消費者金融や学生ローンで借金をさせて口座への振り込みや現金の手渡しをさせるケースがみられます。また、クレジットカードを作らせたり借金をさせる際に、若者に勤務先(アルバイト先)や収入等についてウソをつかせるなど審査に通る方法を指南するケースもみられます。

³無限連鎖講の防止に関する法律により、無限連鎖講を開設したり、運営したり、加入したり、加入することを勧誘したりすることは禁止されています。無限連鎖講に加入することを勧誘した者は刑事罰が科されます。

(4) 解約や返金を求めようとしても連絡先が不明確で交渉が困難

人を紹介できず、説明されたように稼げない、悪い評判を知って不安になった等の理由で、解約したいと思っても、友人・知人や勧誘者から「今やめるのはもったいない」「従業員ではないので分からない」などと断られるケースがみられます。また、事業者の連絡先を把握しておらず、勧誘者のメールや SNS 上の連絡先しか知らないケースでは、勧誘者と交渉しようとしても、連絡が取れなくなり交渉が出来ないことがあります。

解約の申し出先が不明なケースや、連絡手段がメールなどに限定されるケースでは、解約や 返金を求めようとしても交渉が困難であったり、解約しても一切返金されない場合があります。 また、外貨や仮想通貨で支払いをするケースもみられますが、この場合は、解約できたとして も円に戻す時に為替差損が発生することもあります。

3. 消費者へのアドバイス

(1) 実態や仕組みが分からない「モノなしマルチ商法」は契約しない!

「モノなしマルチ商法」は、事業者の実態や儲け話の仕組みが不明なケースがみられ、勧誘 されるがままに契約してしまったが、話が違ったというトラブルが絶えません。

また、事業者の連絡先が分からなかったり、連絡手段がメールなどに限られていると、解約しようとしても交渉が難しいことがあります。「人を紹介すれば報酬を得られる」「月〇〇万円稼いでいる人もいる」といった説明はうのみにせず、事業者の所在地や連絡先、儲け話の仕組みや解約方法等をよく調べましょう。

(2) 友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう

友人・知人から勧誘されて断りにくいと思っても、契約をしたくなければ、きっぱりと断ってください。断ることで相手との関係を悪くしたくない、時間を割いて話をしてもらったのに断るのは申し訳ない等と考えてしまうと、ますます断りにくい状況に陥ってしまいがちです。曖昧な返事はせず、契約する意思が無ければ最初から断りましょう。また、SNS やメール等での勧誘メッセージ等のやりとりは保存しておきましょう。

さらに、自分が新たな勧誘者となり、友人・知人を勧誘してしまうと、相手をトラブルに巻き込んだり、人間関係のトラブルになることもありますので注意しましょう。

(3) 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう

高額の支払いをするために、クレジットカードでの決済や消費者金融等での借金を勧められ、「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われても、安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないでください。「お金が無い」という断り方をすると、事業者にクレジットや借金を勧められるケースがありますので、断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。勤務先・アルバイト先や収入等についてウソをつくように言われても、絶対に応じないようにしましょう。

(4) 不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談しましょう

不安に思った場合やトラブルになった場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談 してください*。

※消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

4. 情報提供先

・消費者庁消費者政策課 (法人番号 5000012010024)・消費者庁取引対策課 (法人番号 5000012010024)

・内閣府消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)

・警察庁生活安全局生活経済対策管理官 (法人番号 8000012130001)

・経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課 (法人番号 4000012090001)・一般社団法人日本クレジット協会 (法人番号 1010005014126)

・日本クレジットカード協会 (法人番号 9700150005109)

・日本貸金業協会 (法人番号 5010405007114)

(参考) PIO-NET にみるマルチ商法に関する相談

(表1) マルチ商法の上位商品・役務等別の相談件数(2014年度~2018年度)

マルチ商法で相談の多い商品・役務等を年度別にみると、2014年度は健康食品や化粧品などの 「商品」が上位を占めていたのに対し、2018年度はアフィリエイトなどが含まれる内職・副業や、 仮想通貨や海外事業への投資などが含まれるファンド型投資用品といった「役務」(モノなしマル チ商法) が上位を占めています。

	2014年度(全体:11,119)件)		2015年度(全体:11,503	(件)		2016年度(全体
	商品•役務名	件数		商品・役務名	件数		商品•役務:
1	健康食品(全般)	1,290	1	健康食品(全般)	1,091	1	他の内職・副業
2	他の健康食品	945	2	他の内職・副業	1,056	2	商品一般
3	浄水器	923	3	ファンド型投資商品	1,022	3	ファンド型投資商
4	商品一般	860	4	他の健康食品	875	4	健康食品(全般)
5	ファンド型投資商品	744	5	商品一般	837	5	他の健康食品
6	化粧品(全般)	566	6	化粧品(全般)	575	6	化粧品(全般)
7	他の内職・副業	389	7	複合サービス会員	437	7	複合サービス会
8	化粧品セット	335	8	化粧品セット	379	8	化粧品セット
9	教養娯楽教材	298	9	浄水器	314	9	ビジネス教室
10	ミネラルウォーター	288	10	ミネラルウォーター	221	10	净水器
	2017年度(全体:11,96	4件)	l	2018年度(全体:10,52	3件)		
	商品•役務名	件数		商品・役務名	件数	(注)2015 年度カ
1	ファンド型投資商品	2,470	1	ファンド型投資商品	1,922	雷	したことなどに
2	他の内職・副業	963	2	他の内職・副業	965		•
3	商品一般	917	3	商品一般	702	ا	他の健康食品」
4	かするロ / 人如い	^^7		Frank A. 171 / A. 60 \	200		-1 1- 0014 /
7	健康食品(全般)	667	4	健康食品(全般)	600	13	ごつい しほ 2014 *
5	健康良品(主般) 他の健康食品	624	A ALICA STATE	健康食品(全般) 複合サービス会員	578	1	
<u> </u>		1	A ALICA STATE	A CONTRACTOR FOR A PROPERTY OF THE PROPERTY OF	2120A272AA272C02AA4	良	以降での時系列
5 6	他の健康食品	624	5	複合サービス会員。。	578	良	
5 6	他の健康食品 化粧品(全般)	624 496	5 6 7 8	複合サービス会員 化粧品(全般)	578 558	良	以降での時系列 (「商品・役務等」
5 6 7 8	他の健康食品 化粧品(全般) 複合サービス会員	624 496 454	5 6 7 8	複合サービス会員 化粧品(全般) 他の健康食品	578 558 520 317	良定	以降での時系列 (「商品・役務等」 (義の変更により
5 6 7 8 9	他の健康食品 化粧品(全般) 複合サービス会員 ビジネス教室	624 496 454 368	5 6 7 8 9	複合サービス会員 化粧品(全般) 他の健康食品 教養娯楽教材	578 558 520 317	良定	- ついては 2014 4 「以降での時系列 (「商品・役務等」 : 義の変更により ;きない)。

(注) 2015 年度から商品別分類を変 更したことなどにより、「商品一般」 「他の健康食品」「他の内職・副業」 については 2014 年度以前と 2015 年 度以降での時系列の比較はできない (「商品・役務等」の名称が同じでも 定義の変更により時系列での比較が できない)。

2016年度(全体:11,367件) 商品•役務名

3 ファンド型投資商品

化粧品(全般) 複合サービス会員

件数

1,139

1,081

1,031

957

778

639 599

297

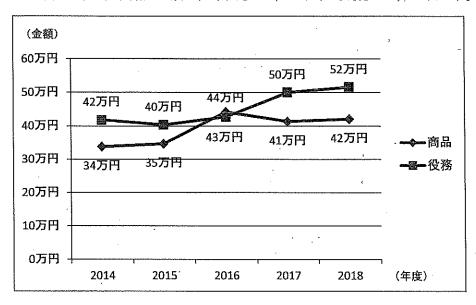
233

213

(表2) マルチ商法の契約当事者年代別の相談件数と割合(商品・役務、2014年度~2018年度) マルチ商法は 20 歳代の相談が多い特徴があり、2018 年度は 20 歳代の相談が、商品 5,036 件の うち1,945件(38.6%)、役務5,490件のうち2,288件(41.7%)となりました。

	_ 2014	年度	2015	年度	2016	年度
· -	商品	役務	商品	役務	商品	役務
20歳未満	. 56件 (0.7%)	55件 (2.1%)	88件 (1.2%)	142件 (3.3%)	65件 (1.0%)	287件 (5.9%)
20歳代	2,860件 (33.6%)	《804件 (30.7%)》	2,259件 (31.7%)	1,726件 (39.5%)	2,273件 (34.9%)	1,799件 (37.1%)
30歳代	728件 (8.6%)	277件(10.6%)	736件(10.3%)	465件(10.6%)	. 666件 (10.2%)	552件 (11.4%)
40歳代	776件 (9.1%)	. 276件 (10.5%)	722件 (10.1%)	413件 (9.5%)	618件 (9.5%)	511件 (10.5%)
50歳代	974件 (11.5%)	283件 (10.8%)	745件 (10.4%)	437件 (10.0%)	660件 (10.1%)	472件 (9.7%)
60歳以上	2,437件 (28.7%)	754件 (28.8%)	1,934件 (27.1%)	904件 (20.7%)	1,508件 (23.2%)	912件 (18.8%)
不明·無回答	670件 (7.9%)	169件 (6.5%)	650件 (9.1%)	282件 (6.5%)	723件 (11.1%)	321件 (6.6%)
合計	8,501件 (100.0%)	2,618件 (100.0%)	7,134件 (100.0%)	4,369件 (100.0%)	6,513件 (100.0%)	4,854件 (100.0%)
	2017	年度	2018	年度	,	
	商品	役務	商品	役務		
20歳未満	49件 (0.9%)	402件 (6.4%)	60件 (1.2%)	193件 (3.5%)		
20歳代	1,940件(34.1%)	1,672件(26.7%)/	1,945件 (38.6%)	2,288件 (41.7%)		-
30歳代	687件 (12.1%)	572件 (9.1%)	489件 (9.7%)	469件 (8.5%)		
40歳代	523件 (9.2%)	712件 (11.4%)	429件 (8.5%)	490件 (8.9%)		
50歳代	517件 (9.1%)	680件 (10.9%)	437件 (8.7%)	502件 (9.1%)		
60歳以上	1,478件 (25.9%)	1,897件 (30.3%)	1,264件 (25.1%)	1,196件 (21.8%)		
不明·無回答	503件 (8.8%)	332件 (5.3%)	412件 (8.2%)	352件 (6.4%)		
合計	5,697件 (100.0%)	6,267件 (100.0%)	5,036件 (100.0%)	5,490件 (100.0%)		

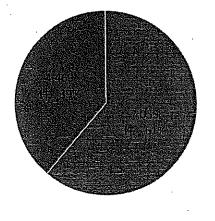
(図2) 若者のマルチ商法の平均契約購入金額の推移 (2014 年度~2018 年度、29 歳以下) 2018 年度の平均契約購入金額は、「商品」420,091 円、「役務」515,617 円です。



(図2は千円の位を四捨五入)

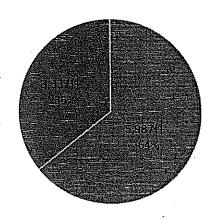
(図3) 若者のマルチ商法の性別と件数・割合(2014年度~2018年度、29歳以下)

図3-1 商品



■男性 ■女性

図3-2 役務



■男性 ■女性

(図3は不明・無回答等を除いている)

2020 (令和2) 年度 インターネット適正広告推進事業 (案)

2020 年 1 月 30 日埼玉消費者被害をなくす会

1. 提案の趣旨(目的)

インターネットショッピングでの商品購入が急速に普及しつつある中で、消費者がトラブルに巻き込まれ、泣き寝入りするケースが増え続けています。そこで、消費者被害を防止するために活動する埼玉消費者被害をなくす会(以降なくす会)では、埼玉県や市町村と連携し、ネットショッピング上でのトラブル防止と悪質事業者の排除を目的に、2020年度事業として「インターネット適正広告推進事業」に取り組みます

2. 提案の内容

- (1) 2つのことに取り組みます
 - ① 【講座】インターネットショッピング上での利用注意点を県民の皆様にわかりやすく学習していただくために、講座内容を具体的な事例を中心にしたものにし、埼玉県、各市町村、なくす会が連携し広く広報します
 - ② 【監視】ネット通販事業者において、消費者が情報を正確に理解できないまま商品 購入に導こうとする悪質事業者を市場から排除する情報を集めます。そのために は、より専門性が必要とされることから、2020年度は検索ボランティアを募集し ないで、なくす会事務員による検索での情報収集とします。

3. 提案の補足

- (1) 講座
 - ① 参加対象者:県民の消費者(県内在中・在勤・15才(高校生)以上を対象)
 - ② 参加人数 : 4ヵ所(前期2、後期2)×40人 160人程度の参加
 - ③ 開催場所 : 県内の消費者が参加しやすいようにするために、4 ヵ所程度で開催。

埼玉県東西南北の地域で各1ヵ所十(1ヵ所)

- ④ 開催期間 :前期6月~7月 後期12月~翌1月
- ⑤ 講座タイトル:

前期「SNS がきっかけで〜マネーゲームの結果〜」
「SNS がきっかけで〜まさか自分が加害者になるなんて〜」
「SNS がきっかけで〜簡単に解約なんてできません〜」
※マルチ商法の注意喚起

後期「〇〇〇〇」

- ⑥ 講座内容:
 - ・景品表示法や不当表示に係る視点をいれる
 - ・埼玉県の事業者処分事例等も紹介する
 - ・「クイズ」「広告作成」等を取り入れ、理解度を深め、広告主の立場で広告・表示 の感覚を養います
- (2) ご質問
 - (1) テスト期間
 - ② 周知においてご協力いただけること (チラシ配布、教授の紹介等)
 - ③ 講義の内容に入れた方がいいこと

埼玉県原爆被害者協議会 埼玉県地域婦人会連合会 埼玉県生活協同組合連合会 原水爆禁止埼玉県協議会 埼玉県平和運動センター

第35回埼玉県原爆死没者慰霊式実行委員会への参加のお願い

○○の候、貴団体におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

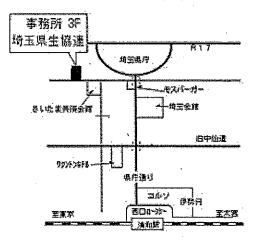
埼玉県原爆死没者慰霊式は、被爆者のみならず、埼玉県民の行事として定着させたいとの想いから、企画・運営を担当する実行委員会をつくり、埼玉県原爆被害者協議会(しらさぎ会)に協力する形で実施しています。そして今年も、同様に開催することを上記団体で確認をいたしました。

昨年の第34回慰霊式は、多くの団体の協力を得て、7月28日(日)さいたま市浦和コミュニティセンター多目的ホールで執りおこなわれました。式典では、埼玉県知事・さいたま市長のメッセージをはじめ多くのご来賓と多数の参加者のもと、原爆で犠牲になった皆さんに哀悼の意を表するとともに、核兵器廃絶の想いをあらたにしました。

今年は被爆75周年にあたり、NPT 再検討会議も開かれる節目の年です。今年の慰霊式を 多くの皆様の積極的な参加とご協力により施行し、来年につなげる力にしたいと考えてい ます。

大変お忙しいことと思いますが、被爆者の願いをお汲み取りいただき、第35回埼玉県原爆死没者慰霊式実行委員会へのご参加をお願い申し上げます。

なお、実行委員会への参加の可否、参加される方は第1回実行委員会への出欠連絡を、別 紙 FAX にて、4月17日(金)までにご連絡ください。



〒330-0064 埼玉県古いたま市浦和区岸町7-11-6 第 5=048-844-8971 FAX=048-844-9973

埼玉県生活協同組合連合会

記

第 35 回埼玉県原爆死没者慰霊式第1回実行委員会

日時:2020年4月〇日(〇)14時~15時

場所:埼玉県生協連・会議室(1階)

内容:前回報告、第35回慰霊式のイメージ、

スケジュール、その他

<事務局>

埼玉県生活協同組合連合会(加藤)

住 所 〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

電 話 048-844-8971

埼玉新聞「生協特集」(2020年3月出稿)企画について

2019 年 12 月 26 日 埼玉県生協連 2020 年 1 月 15 日 · 2 月 7 日加筆

1. 提案の趣旨

- (1) 生協特集は、1999年より埼玉新聞を活用し、実施してきました。今年で22年目を迎えます。埼玉県生協連および会員生協の「社会への発信」を実践する場として、今年も継続して実施します。
- (2) 昨年の生協特集では、日本生協連の「コープ SDGs 行動宣言」を中心にすえ、SDGs の目標ごとに会員生協の取り組みを掲載し、取り組みをアピールしました。今年も SDGs の目標に沿って、会員生協の取り組みを掲載し、埼玉県内での生協の存在価値を発信します。SDGs の目標のうち、地域社会づくりに関する取り組みに特化して掲載、発信します。

.2. 提案の内容

(1) テーマ (案)

誰ひとり取り残さない社会を目指して 〜地域社会づくりへの埼玉の生協の取り組み〜(仮)

(2) すすめ方

「地域社会づくり」に関する、おおむね以下の目標に即した活動を掲載します。





掲載項目については、①各生協 1~3 事例を提示ください ②提示いただいた事例で紙面を編集します

(3) スケジュール

2月27日(木)まで:各生協の事例と画像をお寄せください

3月初旬:掲載事例を検討し、紙面イメージを提案します。その後、入稿

3月中旬:校正にご協力ください

3月25日(水):発行(予定)

3. 提案の補足

紙面:埼玉新聞広告特集 見開き (カラー) 掲載日:2020年3月25日(水) (予定)

費用:165 万円(予定)

埼玉県生活協同組合連合会 担当 清水 桂

埼玉県生協連「写真ニュース 2020 年春号」への執筆及び写真提供の依頼

いつもお世話になっております。

埼玉県生協連の季刊紙「写真ニュース 2019 年春号」(2020 年 4 月 10 日発行予定)を編集するにあたりまして、各生協の取り組みの様子をご紹介させていただきたいと思います。

下記の通り、原稿の執筆及び写真提供をお願いいたします。 掲載案件についてご相談いただき、締切までに原稿と画像をお送りください。 お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

原稿

200字くらい(見出しもお願いいたします)

写 真

1~2点

締め切り

3月6日(金)までに

メール (k. shimizu@saitama-k. com) あてにお送りください。

<問い合わせ先> 埼玉県生活協同組合連合会 担当 清水 桂 TEL 0 4 8 (8 4 4) 8 9 7 1 FAX 0 4 8 (8 4 4) 8 9 7 3

埼玉県生協連メールマガジン「Infomation」(仮称)について

2019 年 12 月 12 日 埼玉県生協連 2020 年 1 月 16 日加筆

1. 提案の趣旨

- (1) 埼玉県生協連の機関会議報告や各種取り組み告知・報告、会員生協の取り組みを主 に掲載する「情報」を、2019 年度をもって紙媒体での発行を終了し、2020 年度よ り埼玉県生協連メルマガ「Information」として、毎月 5 日前後にデータ配信する こととします。
- (2) 掲載内容は、月度のまとめ、会員生協の情報、県連からの各種報告・告知等です。
- (3) 掲載する会員情報については、現在の「情報」に掲載している会員生協(コープみらい、パルシステム埼玉、生活クラブ生協、医療生協さいたま)に限らず、全会員生協から取り組み報告(画像 1~2 点含む)をぜひお寄せください。これまでは紙面の都合により毎月1生協1件の掲載でしたが、共有したい案件が複数ある場合は、ぜひ案件を絞らずにお寄せください。フォーマット(別紙参照)を用意しますので、そちらに収めてください。締切は、毎月末日とします。

送付先は、県連共通アドレス skenren@saitama-k.com まで、お願いいたします。

(4) これまで「情報」を発送していた以下の宛先に毎月5日前後にデータ配信します。 会員生協あてには、現在月度のまとめを配信している県連理事・監事、活動委員会 メンバーにお送りします。

2. 提案の補足

- (1) 紙媒体の埼玉県生協連「情報」は、毎月 550 部印刷しており、主な配布先は会員 生協および他県連・日本生協連、埼玉県消費生活課です。

(参考)

- 情報の制作経費は年間 115 万円、発送経費は年間約 12 万円、合計約 127 万円。
- 通常総会メッセージ集のみ発行すると約20万円です。
- 「情報」発送先一覧

		送付部数
会員生協	2~220部	407
都道府県連	各1部	50
日本生協連	3 部署	7
埼玉県消費生活課		3
埼玉消団連	5 団体	5
県連 (予備含む)	·	75
		550



〇掲載枠:各生協最大1ページ

〇文字:タイトルゴシック 14 ポイント、本文明朝 12 ポイント

○画像は1案件につき1~2点(キャプションあり)

〇締め切りは、毎月末日 〇送付先は skenren@saitama-k.com

【掲載例】

2019 年度助け合い活動交流会報告

1月17日(金)10時30分より、浦和コミュニティセンターにて、埼玉県生協連の各生 協の福祉助け合い活動について、地域の中で助け合い活動に関わっている組合員・職員 3生協31人が集まり、互いの活動を交流する助け合い活動交流会を実施しました。

出されました。

助け合い活動のしくみと実際の活動事例に 玉、医療生協さいたまからスライドとパン!

も援助を受け付けることにした経緯につい てなど、質疑応答がありました。6グルー ました。自治体との関係づくりのためにどいプでの活動交流を通して、学習会などを共 同で開催したい、担い手のいない地域での 他生協の紹介など、今後に向けての要望が

2019 年度埼玉県食品安全局と消費者団体の懇談会報告

1月30日(木)14時より、埼玉県食品安全局と消費者団体の懇談会を、CSF(豚コ レラ)について、HACCP に関する取り組みについて、埼玉県食品衛生監視指導計画に ついての3項目をテーマに開催しました。

出席者:食品安全局7人、消費者団体9人(県婦連、新婦人、埼玉県生協連、さいたま 市消団連、コープみらい、パルシステム埼玉、生活クラブ生協、埼玉消団連)



食品安全局からは、食の安全に関する消費 者啓発や小中学生への消費者教育に力を入 れて取り組んでいることが報告され、3つ のテーマについて丁寧に説明いただき、質 疑応答で埼玉県の取り組みについての理解 が広がりました。

埼玉県生協連ホームページ改修と会員専用ページの運用について

2020年1月16日 埼玉県生協連事務局

1. 報告の趣旨

埼玉県生協連のホームページについて、2015年以降、改修をおこなっておらず、体 裁やカテゴリなど、実態に合わせることが必要になりました。

また、紙媒体(情報等)の今後を考え、会員ページを新設することによりホームペー ジの機能含めて整理し、必要な人に必要な情報をタイムリーに伝えられるよう進めてい きます。現在の月度のまとめ送付など、添付データ量の制限によりメールでお送りでき ない場合にも、会員専用ページにデータアップすることでデータを取り出すことができ ます。改修ページは、12月末に本番アップしています。

2. 改修報告内容について

(1) トップページ改修

埼玉県生協連について、 活動のご紹介、生協のご 利用についてのタグ分け をしました。「写真ニュ ース」「資料室」などの バナーを設置しました。

(2) 活動カテゴリ分けの変更 県連活動(県連活動記 事)、福祉助け合い(福祉

生協のご利用について トピックス 関連記事)、平和(平和関 図の原理 1

連記事)、消費者力(なし)、環境・エネルギー(環境関連記事)、食の安全・安心 (食の安全関係記事)、防災・減災(防災関連記事)、災害復興支援(なし)、協同 組合連携(なし)、地域社会づくり(なし) *())内はこれまでのカテゴリ名

(3) 会員ページの新設

会員生協メンバー限定の会員ページを設置します。(イメージは次ページ) 会員 ID とパスワードでログインし、閲覧します。閲覧範囲は、県連理事・監事お よび活動委員会メンバーとします。組合員活動関連事務局等どの範囲まで閲覧す るかは、会員生協で判断ください。

会員ページ掲載項目は以下の通りです。

- 学習会等告知
- ・会議資料と報告
- ・学習会等資料と報告
- ・各種(集約)フォーマット
- 月度のまとめ
- 年間会議等日程表

(4) 改修費用について

約34万円です。*参考:年間運用費用約20万円





湯 埼玉県生協連について



活動のご紹介



生協のご利用について

埼玉県生協連会員生協専用

学習会等告知

2019/11/11 案内 11/21埼玉県生協役職員研修会を開催します (申込締切11/15)

2019/11/11 案内 12/12組合員活動交流会を開催します(申込締切11/29)

2019/11/11 案内 2020/1/17助け合い活動交流会を開催します(申込締切12/20)

2019/11/11 案内 2020/2/12]A埼玉県女性組織協議会との早春交流会 (申込締切2020/1/24)

2019年度

会議資料・報告

理事会

監事会

活動委員会

災害対策委員会

大学部会等

学習会等資料・報告

組合員学習会

役職員研修会

組合員活動交流会

福祉助け合い交流会等

各種報告フォーマット

活動委員会用単協報告等

月度のまとめ

2019年度6月 2019年度7月 2019年度8月 2019年度9月 2019年度10月 2019年度11月 2019年度12月 2019年度1月 2019年度2月 2019年度3月 2019年度4月 2019年度5月

年間会議等日程表

2019年12月02日(月)	埼玉消費者被害をなくす会消費者力アップ学習会
2019年12月12日(木)	組合員活動交流会 第3回活動委員会
2019年12月26日(木)	第3回常務理事会
2020年01月07日(火)	第4回監事会
2019年01月10日(金)	埼玉県消費者団体連絡会幹事会
2019年01月16日 (木)	第4回理事会 2020年新春賀訶交換会

